

都市公園法の概要

都市公園の機能

都市公園は、本来、屋外における休息、レクリエーション活動を行う場であり、ヒートアイランド現象の緩和等の都市環境の改善、生物多様性の確保等に大きな効用を発揮する緑地を確保するとともに、地震等災害時における避難地等としての機能を目的とする施設であることから、原則として建築物によって建ぺいされない公共オープンスペースとしての基本的性格を有するものである。(都市公園法運用指針－抜粋)

法制定の経緯

住宅、学校等公園の機能と無関係な建物による敷地の占拠等により都市公園が荒廃

都市公園法の趣旨

都市公園の設置・管理基準等に係る規定を定めることで、公共オープンスペースとしての都市公園を確保し、その健全な発達・公共の福祉の増進を図る

※ 都市計画事業認可を受けた都市公園事業については、土地収用法に規定する収容適格事業に該当するものとみなされる(都市計画法第69条、第70条)

都市公園法において、公園施設、占用物件を限定的に規定

公園施設

都市公園の効用を全うするもの

- ・修景施設(植栽、噴水等)・休養施設(休憩所、ベンチ等)・遊戯施設(すべり台等)
- ・運動施設(野球場、プール等)・教養施設(植物園、動物園、野外劇場等)
- ・便益施設(売店等)・管理施設(門、さく、管理事務所) 等

占用物件

要件

(都市公園法第7条)

都市公園の占用が公衆のその利用に著しい影響を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであって、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、占用の許可を与えることができる。

きわめて公共性の強いもの

電柱、電線、水道管、ガス管、地下公共駐車場、公衆電話等

都市公園本来の利用法にやや類似するもの

競技会、集会等のために設けられる仮設工作物

都市公園の効用を著しく阻害することのないもの

標識、災害対策用備蓄倉庫、派出所、工事用施設等 1

都市公園＝原則として建築物によって建ぺいされない公共オープンスペース

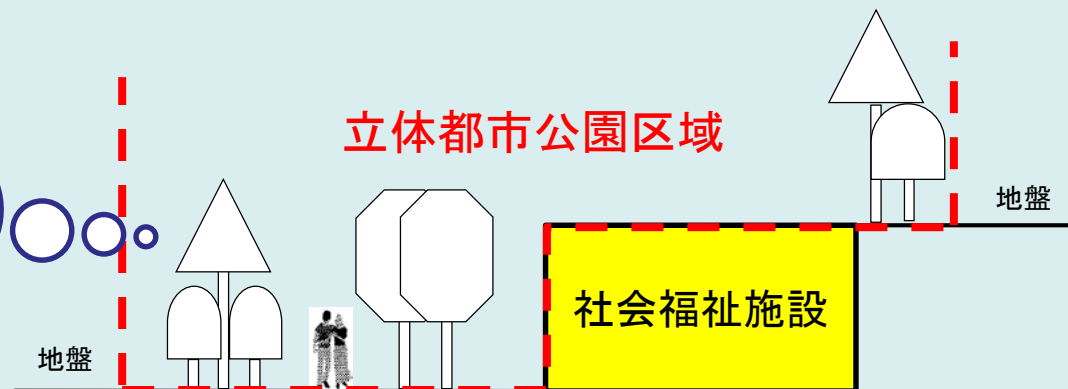
- 社会福祉施設は少子高齢化対策に資する社会的な必要性の高まっている施設であり、その整備が急務とされている。
- 東京都の長期ビジョンでは「福祉先進都市の実現」が記載されている。
- 多様な都市活動が行われる都市の中で都市公園は貴重な空間であり、一定の要件を満たす物件を都市公園内に設けることで、公共の福祉の増進に資する場合もあると考えられる。

都市公園と社会福祉施設の機能を融合させた取組みを実施する方法

立体都市公園制度を活用

公園管理者は、都市公園の存する地域の状況を勘案し、適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため必要があると認めるときは、都市公園の区域を空間又は地下について下限を定めたものとする事ができる。(都市公園法第20条)

立体的に都市公園の区域を定め、社会福祉施設を公園区域外に位置付けることで、当該施設と都市公園を一体的に整備していくことが可能

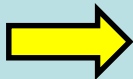


都市公園における社会福祉施設の設置の検討(2)

都市公園を廃止し、都市計画を変更

公園管理者は、次に掲げる場合のほか、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならない。

- 一 都市公園の区域内において都市計画法の規定により公園及び緑地以外の施設に係る都市計画事業が施行される場合その他公益上特別の必要がある場合
- 二・三 (略)



都市計画を変更することで、社会福祉施設の設置が可能

(都市公園法第16条)

公園施設における子育て支援の場(社会福祉施設)と遊び場の確保

公園施設において子育て支援を実施することにより、子育て支援に資する多様な機能の提供(小学生:運動・遊び場機能、幼児:子育て支援機能、中高生:多目的スペースなど)が可能である。

例えば…

公園施設である体験学習施設において地域子育て支援を実施
(保育士常駐による子育て相談、子育て世代の交流支援、保育(一時預り))

様々な手法での取組みが可能であるが、
加えて、現在検討会を開催し、都市公園の利用のあり方について検討中

新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会 (平成26年11月～)

目的

これからのまちづくりに対応した都市公園等のあり方や、都市公園ストックを用いた活力創出の方向性等について検討することを目的とする。

検討事項

- 論点 人口減少・少子高齢化社会におけるオープンスペースの再編と利活用のあり方
- ・都市公園等の配置と機能の再編
- ・子育て分野等との連携による都市公園の機能更新、ストック効用の拡大